

改正

平成25年1月22日要綱第17号

南風原町日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 南風原町日中一時支援事業（以下「事業」という。）は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の一時的な就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等を支援することを目的とする。

(実施の方法)

第2条 本事業の実施は、日中一時支援事業費の支給とする。

2 本事業の支給決定を受けた障がい者及び障がい児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、第15条に規定する指定日中一時支援事業者（以下「事業者」という。）からサービスを受けたときは、日中一時支援事業費を支給する。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、原則として、町内に居住する障がい者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者（児）
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者（児）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（児）
- (4) 当該サービスが必要であると町長が認めた者

(サービスの内容)

第4条 本事業は、前条第1項の対象者の日中における活動の場を提供することにより、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練、介護等の支援をするものとする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業支給決定申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(利用の決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、その要否を決定したときは、日中一時支援事業支給決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(利用登録の有効期限及び更新申請)

第7条 前条の規定により支給決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）の認定期間は、決定を行った日から当該年度3月末日までとする。

2 支給決定者が、認定期間満了後も引続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

(受給者証の交付)

第8条 町長は、前条の支給決定者に対して、受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

2 受給者証には、費用負担額の有無、サービス支給量、支給期間を表示しなければならない。

(利用の変更及び廃止)

第9条 支給決定者は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業支給決定変更（廃止）届（様式第3号）により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 支給決定者の住所等を変更した場合
- (2) 支給決定者の心身状況に大きな変化があった場合
- (3) 利用の中止をしようとする場合

(利用の取消し)

第10条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による支給決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けた場合
- (3) その他町長が利用を不相当と認めた場合

(利用の方法)

第11条 支給決定障がい者等がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を事業者に提示し、支給決定を受けたサービス支給量の範囲内で事業者に直接依頼するものとする。

2 支給決定者は、サービスを受けたときは、別表に基づき算出されたサービス費用から日中一時支援事業費の額を控除した額を、サービスの提供を受けた事業者を支払うものとする。

(利用時間)

第12条 事業の利用時間は、午前8時から午後8時までとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の上限)

第13条 事業の利用時間は1ヶ月あたり32時間を上限とし、利用回数は1ヶ月あたり5回を上限とする。

(日中一時支援事業費)

第14条 日中一時支援事業費の額は、別表に定める基準により算定した費用の100分の90に相当する額とする。ただし、生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、100分の100に相当する額とする。

- 2 支給決定障がい者等が事業者から事業のサービスを受けたときは、町長は、当該支給決定障がい者等に支払うべきサービスの費用について、日中一時支援事業費として当該支給決定障がい者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障がい者等に代わり、当該事業者を支払うことができる。
- 3 前項の規定により、事業者が日中一時支援事業費を請求するときは、事業を行う事業者ごとに、日中一時支援事業費請求書(様式第4号)に日中一時支援事業費明細書兼実績報告書(様式第5号)を添えて、町長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定による支払いがあつたときは、支給決定障がい者等に対し日中一時支援事業費の支給があつたものとみなす。
- 5 日中一時支援事業費の請求は、各月分について翌月15日までに、行わなければならない。
- 6 町長は、前項の請求のあつた月の翌月末までに内容を確認のうえ支払うものとする。

(指定日中一時支援事業者の指定)

第15条 第2条の指定日中一時支援事業者の指定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による短期入所事業、生活介護事業及び児童デイサービス事業を提供している事業者とし、日中一時支援事業を行う者による申請により、日中一時支援事業を行う事業所ごとに行う。

- 2 本事業によるサービスを提供する事業者については、日中一時支援事業を適切な事業運営を行うことができると認める指定障害福祉サービス事業者を指定する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成25年1月22日要綱第17号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第11条、第14条関係）

基準単価表

1 単位10円

単価区分		A	B	C
利用時間		3時間未満	3～8時間未満	8～12時間
支給時間		3時間	3時間15分以降から 1時間加算	8時間15分以降から 1時間加算
障がい者	障がい程度区分	1～2	1時間毎に単価区分 Aに20単位を加算	1時間毎に単価区分 Bに15単位を加算
		3～4		
		5～6		
障がい児		300		

重症心身障がい者（児）で医療施設を利用する場合は500単位を加算する。

支給量上限は32時間／月とする。

利用回数上限は5回／月とする。

障がい程度区分認定が「非該当」又は「未認定」の者は障がい程度区分「1～2」を適用する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第14条第3項関係）

様式第5号（第14条第3項関係）